

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則  
の一部を改正する省令について  
(平成 29 年 6 月 15 日公布：環境省令第 17 号)

平成 29 年 6 月  
環境省自然環境局

## 1. 趣旨

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。)第 3 条の環境大臣が策定する鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)について、同指針の 5 年ごとの見直しに当たり、法の規制の対象となる鳥獣の見直しを行うこととしている。

今般、平成 28 年 10 月に基本指針を見直したことを受け、法第 2 条第 7 項に定める狩猟鳥獣の指定の解除及び法第 12 条に定める対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成 14 年環境省令第 28 号。以下「規則」という。)の所要の見直しを行うこととしたもの。

## 2. 概要

別紙のとおり、以下の内容に係る規則改正を行う。

- ・ 狩猟鳥獣<sup>\*1</sup>の指定の見直し(規則第 3 条、別表第 2)
- ・ 対象狩猟鳥獣<sup>\*2</sup>の捕獲等の禁止の見直し(規則第 10 条第 1 項)
- ・ 対象狩猟鳥獣の捕獲等の制限の見直し(規則第 10 条第 2 項)
- ・ 対象狩猟鳥獣の保護に支障を及ぼす猟法の禁止の見直し(規則第 10 条第 3 項第 12 号)

(※1) 狩猟鳥獣とは、希少鳥獣以外の鳥獣であって、その肉又は毛皮を利用する目的、管理をする目的その他の目的で捕獲等(捕獲又は殺傷をいう。)の対象となる鳥獣(鳥類のひなを除く。)であって、その捕獲等がその生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないものとして環境省令で定めるものをいう(法第 2 条第 7 項)。

(※2) 対象狩猟鳥獣とは、狩猟鳥獣(鳥類(狩猟鳥獣のうちの鳥類に限る。)のひなを含む。)をいう(法第 11 条第 2 項)。

## 3. 施行日

平成 29 年 9 月 15 日

(別紙：改正概要)

○狩猟鳥獣の指定の見直し（規則第3条、別表第2）

- ・長崎県対馬市以外の地域では外来種であること、体サイズから非狩猟鳥獣であるイタチ（メス）と判別することが可能であると考えられることから、「オスに限る」を削除し、チョウセンイタチが雌雄ともに狩猟鳥獣となる。

現行	改正案
・ <u>チョウセンイタチ（オスに限る）</u>	・ <u>チョウセンイタチ</u>

○対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止の見直し（規則第10条第1項）

- ・現行において、捕獲等の禁止をしている狩猟鳥獣について、規制の変更を検討するほどの特段の状況の変化は認められないことから、九州地方のツキノワグマを除き捕獲等を禁止する期間を延長する。
- ・九州地方のツキノワグマは絶滅したと評価されているため、捕獲等を禁止する区域から九州地方を削除する。
- ・チョウセンイタチのうち、長崎県対馬市の個体群については、環境省レッドリストではNT（準絶滅危惧）、長崎県レッドリストではLP（絶滅のおそれのある地域個体群）とされているため、新たに捕獲等を禁止する。

- ①ヤマドリ（亜種コシジロヤマドリを除く。）の雌及びキジの雌（亜種コウライキジを除く。）について捕獲等の禁止

現行	改正案
・禁止する区域は全国（ヤマドリの雌及びキジの雌の捕獲を目的に含む放鳥獣猟区の区域を除く。）	・禁止する区域は全国（ヤマドリの雌及びキジの雌の捕獲を目的に含む放鳥獣猟区の区域を除く。）
・禁止期間は <u>平成24年9月15日から平成29年9月14日</u>	・禁止期間は <u>平成29年9月15日から平成34年9月14日</u>

- ②ヒヨドリについて捕獲等の禁止

現行	改正案
・禁止する区域は東京都小笠原村、鹿児島県奄美市及び大島郡並びに沖縄県	・禁止する区域は東京都小笠原村、鹿児島県奄美市及び大島郡並びに沖縄県
・禁止期間は <u>平成24年9月15日から平成29年9月14日</u>	・禁止期間は <u>平成29年9月15日から平成34年9月14日</u>

- ③ツキノワグマについて捕獲等の禁止

現行	改正案
・禁止する区域は三重県、奈良県、和歌山県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、 <u>長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県</u>	・禁止する区域は三重県、奈良県、和歌山県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
・禁止期間は <u>平成24年9月15日から平成29年9月14日</u>	・禁止期間は <u>平成29年9月15日から平成34年9月14日</u>

④シマリスについて捕獲等の禁止

現行	改正案
・ 禁止する区域は北海道	・ 禁止する区域は北海道
・ 禁止期間は平成24年9月15日から平成29年9月14日	・ 禁止期間は平成29年9月15日から平成34年9月14日

⑤チョウセンイタチについて捕獲等の禁止

現行	改正案
・ (なし)	・ 禁止する区域は長崎県対馬市
・ (なし)	・ 禁止期間は平成29年9月15日から平成34年9月14日

○対象狩猟鳥獣の捕獲等の制限の見直し（規則第10条第2項）

- ・ 現行において、捕獲等を制限しているニホンジカについて、指定管理鳥獣に指定されたことや、積極的な捕獲の方針を打ち出していることから、頭数制限を解除する。

現行	改正案
・ 捕獲等の数の一日当たりの上限は一頭	・ (削除)

○対象狩猟鳥獣の保護に支障を及ぼす猟法の禁止の見直し（規則第10条第3項第12号）

- ・ 現行において、禁止する猟法としている弓矢について、クロスボウ（ボーガン）による負傷個体の懸念があることから、「弓矢」を「矢」と改正し、吹き矢に規制を加えるとともに、クロスボウの規制を明確化する。

現行	改正案
・ 弓矢を使用する方法	・ 矢を使用する方法